

DAO（分散型自律組織）のガバナンスとスマートコントラクト

柳田宗彦

DAO（分散型自律組織）という組織がある。DAOの特徴は、

- ・中央における管理組織の不存在
- ・ガバナンストークンによる自律的な組織運営
- ・スマートコントラクトの活用

であり、ブロックチェーン上での運用となっている。既存の組織体系、組織運営とは異なる新しい仕組みであり、法に基づいた組織ではないため、用語の定義や組織の特徴も定められたものではなく、発展途上の段階となっている。

中央に誰かがいて経営しているわけではなく、あらかじめ作りこまれているスマートコントラクトというプログラムに基づいて、決めるべきことがあれば参加者の投票に基づいて意思決定が行われる組織。

具体的には、暗号資産のビットコインやイーサリアムがその例。ビットコインは、立ち上げたとされる人物の名前はあるものの、誰かが運営しているわけでもなく止まることなくシステムとして動き続けている。

これからの組織形態の在り方として注目されており、米国のワイオミング州ではDAOを会社として認める法律が制定されている。

組織の運営方法として、株式ではなくガバナンストークンと呼ばれるトークンの保有者が意思決定に参加できる仕組みが運営としての特徴。

スマートコントラクトと呼ばれる、特定の条件が満たされれば特定の行為が行われる（例えば保険であれば、給付対象の事案が発生すれば給付金が支払われる）といった契約の束で成り立っている。

スマートコントラクトといっても、DAOであるため、相手方がいるわけではなく、契約の要件を満たすかが問われることとなる。英国では契約とは、人又は団体と他の人又は団体との間における当事者間における義務負担の合意であって、かつ法的拘束力を有するものとされているところ、契約の相手方がないものの、スマートコントラクトは従来の契約と原理的に異なるものではない、とされている。

法律の観点から、このようなガバナンスやスマートコントラクトの課題、解決すべき事項などを検討することとしたい。

【報告要旨】 ウィーン売買条約 8 条の構造と契約書の解釈における外部証拠の位置づけ

2022 年 7 月 20 日 国際取引法学会 契約法部会

三菱電機(株) 本社知的財産渉外部 専任 志馬 康紀

1. ウィーン売買条約 (CISG) が、本報告で対象とする法律である。CISG は、国境を越える物品の売買に適用される統一商事契約法である。1980 年に国際連合が CISG を採択して以来、その締約国数は 95 ヶ国 (日本は 2008 年に加入) にのぼり五千件以上の裁判例等が報告されている。このために、CISG は成功を取めた国際契約法だと評されている。

2. まず、本報告における問題の所在を示す。CISG が規律する契約においても、物品の数量や納期などの当事者の関心が高い中核事項については交渉が行われ、その合意に即して売買が履行される。かかる合意の際に、物品の品質や紛争時の裁判管轄といった事項については、当事者の関心が低くて、取り決めがなされないことも少なくはない。そして中核事項につき取り決めがなされる場合にも、その前提条件など (例:メートル法とヤード・ポンド法のどちらの単位で重量を決めたのか) は、明らかにされないことがある。この結果、こうした点では合意が不明瞭なままに売買が進められて、後日に契約紛争が生じるなかで、不明瞭な点が表面化する場合がある。そこで紛争解決の過程では、問題の契約がいかなる内容のものであるのかを、当事者の意思や CISG の任意規定に基づいて、裁判所や仲裁廷が定める。これが「契約内容の確定 (契約解釈)」である。ここで契約適合性・契約解除・損害賠償等のいずれの論点においても、CISG では契約を基礎として当事者の権利と義務が画定されている。それ故に、CISG を適用して契約紛争を解決するためには、まず当該契約の内容を確定しなければならない。その際に用いられる根拠条文が、当事者の意思や行為の解釈基準を定める CISG 第 8 条である。第 8 条の第 2 項や第 3 項には第 9 条や第 7 条の準則が読み込まれており、慣習慣行や信義則 (合理性) も重要な役割を果たしている。そこで本報告において、第 8 条の構造と適用について分析を行う。

3. 本報告の手法と内容は、以下の通りである。CISG 第 8 条は、契約内容確定の準則を条文化した最初の国際契約法の規定である。同条は、ユニドロワ国際商事契約原則などの国際契約法に継承されて、その法理が精緻化された。欧州を中核とする国際契約法研究の集大成である「ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則:共通参照枠草案(DCFR, ヨーロッパ民法典草案)」(2010)においては、上記準則が体系的に条文化されて設例・注釈・比較法の解説が付されている。そこで、本報告では第一に DCFR を参照して、契約内容確定の法的構造 (【A】契約の意義と定義、【B】両当事者の共通の意思・相手の対応を踏まえた主観的意思・法規範に基づく客観的意思、【C】契約の諸事情を読み込んだ任意法規に基づく補充・契約の諸事情を読み込んだ黙示の意思の認定) を、契約の法的特性 (【X】契約の当事者が互いの了解を得るために取引上要求される努力を尽くさなかったという意味におけ

る過責の相対的な評価、および、【Y】契約の目的と性質と契約を巡る諸事情）に留意しつつ、明らかにする。そして、上記に対応する事例を第 8 条の裁判例等に基づいて示し、学説を参照することでその成果を CISG における契約内容確定の体系に組み込む。第二に、第 8 条の起草史・承諾者の沈黙の評価・契約書の解釈における外部証拠の位置づけ・完全合意条項・書式の戦いといった、CISG の論点毎の分析を行う。第三に、以上を要約して、これと日本民法改正時の契約解釈に関する議論とを対比する。

以上